

素朴な疑問：「認知症の母は老人ホーム入れますか？」

毎日高齢者住宅探しのご相談を受けていると表題のようなご質問を受けることがあります。今回はいろいろな高齢者住宅の入居条件について詳しくご説明しようと思います。

認知症で老人ホームにご入居できないということとは殆どありません。かえって老人ホームでご生活されている方は程度の差はありますが認知症状が出ている人の方が多いです。しかし症状によって老人ホームでご生活が難しい場合も有ります。高齢者住宅にはさまざまな種類があります。過去に何回か施設の種類についてご説明しましたが、今回は様々な高齢者住宅の入居条件に付いてご説明しようと思います。

高齢者住宅は公的な施設と私的な施設に大きく分かります。その内訳が下図ですが、今回は公的な施設では施設数の多い特養・老健・グループホーム、私的な施設については介護付有料老人ホーム・住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の入居の条件についてご説明します。

** 高齢者住宅の種類 **

* 公的な施設 *

- * 特別養護老人ホーム（特養）
- * 老人保健施設（老健）
- * グループホーム
- * ケアハウス・軽費老人ホーム（A型・B型）
- * 介護療養型医療施設（介護療養病床）
- * 介護医療院

* 私的な施設 *

- * 介護付有料老人ホーム
- * 住宅型有料老人ホーム
- * サービス付き高齢者向け住宅
- * 高齢者向けサービス付き分譲マンション
- * 健康型有料老人ホーム

◆ 公的な施設の入居条件

特別養護老人ホーム

特別養護老人ホーム（特養）は、公的な施設の中で最も数も多く、比較的費用が安いのが特徴です。入所希望者も多く、申し込みをしてもすぐに入所できるとは限りません。看取りの対応も可能です。

施設形態には、「多床室」「従来型個室」「ユニット型個室」があります。従来型は4人部屋が一般的となっており、一部2人部屋や個室があります。ユニット型は全室個室となっており、10人前後のグループに分けられての介護を受けてのご生活になります。特養の入居条件は原則として要介護3以上の認定を受けた高齢者が対象となって

います。やむを得ない事情がある場合は要介護1または2の方でも、特例として入居が認められることがあります。詳細につきましては、お住まいの自治体にお問い合わせください。もちろん認知症で入居ができないということはありません。

特養への入居方法は自治体で一括で申込みを受けたり、希望する特養へ直接申込みをしたりする場合も有り、自治体によって違います。原則として住民票のある自治体での入居申込になりますが、それだけではありません。自治体の高齢者支援窓口や地域包括支援センターへお尋ねください。

◆ 公的な施設の入居条件（つづき）

老人保健施設

老人保健施設(老健)は介護保険施設のひとつで、介護保険制度上の位置づけは在宅復帰施設であり、入居後は介護・看護など多職種で構成されるチームケアが行われリハビリに取り組みながら、在宅復帰を目指します。老健は在宅復帰を目指すための施設なので、入居後3ヵ月ごとに、自宅で生活を送れる状態になったかどうかを検討されます。介護保険制度において入居期限が規定されているわけではありませんが、入居者個別のゴールが入居時に設定され、入居者がそのゴールを

達成したと判断されたら、退去という形になります。老健における入居条件は、「要介護1」以上の認定を受けた65歳以上の方です。老健は在宅復帰を目指す施設であるためリハビリによって機能回復を行いたい方が入居対象です。



グループホーム

グループホームは、ユニットと呼ばれる9人以下の個室居室と台所、食堂などで構成された生活空間で共同生活を送ることにより、自立支援を目指します。ご生活は2~3ユニット(18名~27名)規模の小規模な施設です。グループホームの入居条件は、専門医から認知症の診断を受け、介護認定で要支援2以上の認定を受けていることです。グループホームは地域密着型サービスに分類されており、住民票のある自治体での入居となります。

詳しくはお住まいの自治体にあるグループホームへお問い合わせください。基本的には自立支援を目的としているので、重度の認知症の方、寝たきりの方は入居を断られる場合があります。



◆ 私的な施設の入居条件

公的な施設のうち施設数の多い3種類の入居条件を説明しました。他にも公的な施設はありますが、そちらはまた別の機会にご説明したいと思います。次に私的な施設の入居条件をご説明しようと思いますが、公的な施設のように法律や規則によって明確に入居条件が定まっているわけではなく法律で定まって

いる部分と運営している企業や団体により定められている部分があります。そこでの私的な施設のうち介護付有料老人ホームと住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅についてご説明しますが、公的な施設のように施設の種類ごとではなく前記3施設の入居条件としてお話を進めていきます。下表は私的な施設の入居条件を個条書きにしたものです。この6つの条件に付いてご説明しましょう。

私的な施設の入居条件

- 年齢
- 介護保険の認定
- 認知症の有無
- 医療的サポートの有無
- 収入（生活保護の有無）
- 保証人・身元引受人の有無



○年 齢

多くの施設では60歳や65歳以上が入居の対象者に設定されています。公的な施設では原則 65歳以上が入居条件として定められています。ただし介護保険で第2号被保険者（40歳以上65歳まで）で定められた特定の疾病となり、介護保険の介護認定を受けている場合は入居できる場合があります。（詳細は一口メモ参照）



○介護保険認定

老人ホームに入居するには、各々の施設により定められている介護保険の認定を受けている必要があります。「介護保険の認定」とは以下の3つに分類されます。

- 自立・介護を必要とせず自分で身の回りのことができる状態
- 要支援・身の回りのことや動作の一部に介助を必要とする状態
- 要介護・動作や身の回りのことに介助を必要とすることに加え、思考力や判断力にも低下が見られる状態。要介護は介助の必要な状態により1から5までの5段階に分かれています

もちろん介護保険認定のない自立の方の入居を前提にしている老人ホームやサ高住があります。また一部の介護付有料老人ホームでは要介護1以上でないと入居できない施設があります。ほとんどの施設は自立若しくは要支援から入居が可能です。老人ホームを探すときは施設の種類だけでなく、ご入居を検討している方の状況に合わせて高齢者施設を選ぶことをお勧めします。

○認 知 症

一部の有料老人ホームでは、認知症の有無によって入居できない施設もあります。これは自立の方の入居を前提にしている施設が殆どです。しかし認知症を受け入れている施設でも、認知症の程度によっては、入居できないケースもあるので注意が必要です。どのような状況だと受入れ不可かを例としてお伝えすると、自傷行為や他傷行為等の有無や他のご入居者に対して迷惑行為等ある場合です。これらの状態は施設によって受入れの程度が違ってきます。ご入居を検討される際には施設や私どもへご相談ください。

たとえ入居時に認知症ではなくても、入居後に認知症となり状態が悪化した場合、退去を求められる可能性もあります。入居時に認知症になったときにどこまで対応してくれるのかを確かめることも大切です。

一口メモ

介護保険サービスを利用できる年齢は原則「65歳以上」と定められています。介護保険は40歳から加入が義務づけられており、40歳以上の方で認知症や脳血管障害など老化に起因すると考えられる16の疾病になった場合は介護保険サービスを受けることができます。詳細はお住まいの自治体へ介護保険認定の申し入れができます。



○医療的なサポートの有無

糖尿病の食事管理、胃ろうやカテーテルといった医療処置など、入居者が必要とする医療ケアに応じて、入居基準を設定している老人ホームも少なくありません。介護付老人ホームは昼間の看護師の付置義務があります。

また一部の有料老人ホームでは 24 時間看護師が常駐している施設もあります。医療的なサポートを必要とされる方はこのような施設を選ぶ必要があります。

○収 入 (資 産)

収入や資産をチェックし、支払いが可能かどうかを入居前に確認する老人ホームが一部にあります。このような条件があるのは高額な入居金や月額利用料が必要な老人ホームが将来的に支払いができなくなる事態を避けるためです。

資産がない方や生活保護を受けている方でも老人ホームへの入居は可能です。入居費用や月額利用料が生活保護で支給される生活扶助費以下に設定されている施設があります。ただしこのような利用料を設定している施設のすべてが入居可能ではないため、生活保護受給中の方は施設に確認する必要があります。

○身元保証人・身元引受人の有無

身元保証人・身元引受人は、介護や治療方針などに関して本人に代わって意思決定を行ったり、生活上で必要となる手続きをご本人の代わりに行ったりします。また、本人の急な体調変化などの緊急時の連絡先としての役割も担っています。これはご家族の方になっていただくことが多いです。ほとんどの高齢者住宅では身元保証人・身元引受人が必要となります。

身元保証人や引受人が居られない方は成年後見制度を利用して弁護士・司法書士・行政書士など有資格者の方を任意後見人として指定し、保証人や引受人をお願いしたり、身元引受人・身元保証人の代行サービスを行っている団体を利用することもできます。

◆まとめ

今回は様々な高齢者住宅の入居条件について、お話ししました。公的な施設は入居の条件が施設の種類毎に定まっていますが、私的な施設は法律で定められている入居条件と運営する企業や団体により定められている入居条件があり分かりづらいです。介護付有料老人ホームの認可を受けていても入居時自立が条件の施設もあります。またサービス付き高齢者向け住宅であっても入居時に介護保険認定を持っていないと受入れない施設もあります。それぞれの運営会社や団体によってこのような方々にご入居いただきたいという思いが入居条件に反映されていると思います。高齢者住宅のご利用をご検討される場合はぜひホームあしすと入居相談室までご相談ください。



身元保証人や引受人の居られない方のご相談が最近増えているような気がします。ここ数年でこのような方々のための身元保証の仕組みは増えてきています。私どもホームあしすと入居相談室はこのような方々に身元保証人や引受人を受けていただける有資格のある先生や団体をご紹介しますことも可能です。



プロの観点で
ご提案します

親身になって
万全サポート

相談費用は
いたしません

もしも迷ったときは・・・ ホームあしすと入居相談室へ

高齢者住宅のちょっとした疑問やご質問などがありましたら、「ホームあしすと入居相談室」へご相談ください。ショートステイのお手伝いも致します。

お陰さまで武蔵野市吉祥寺にて開設18年となります。施設を知り尽くしたプロの視点から、ご入居検討射様やご家族様に合った施設を4,000ヶ所以上の提携施設の中から探して、親身になってご提案いたします。施設の見学、ご契約、アフターフォローまで、万全の体制でご相談にお答えします。まずはお気軽にご連絡をください。お待ちしております。

高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度 届出番号：20-0122

〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1丁目28-6-107 迦葉武蔵野第3（吉祥寺駅北口徒歩5分）

ホームあしすと
入居相談室



0120-428-165

<http://senior-support.co.jp/>

受付10:00～19:00（日曜・祝日は休み※）

ホームあしすと

